

悪徳商法の被害に遭わないために

高齢者などの生活に不安を抱かせるような巧みなだまし言葉をあやつり悪質な訪問販売業者による悪徳商法が全国で後を絶ちません。

悪質商法で販売される商品には、浄水器、布団、消火器などや住宅リフォーム工事、耐震補強工事など高額な料金による工事契約を次々に結び、お金をだまし取る悪質な商法も発生しています。

悪質商法の被害に遭わないためのポイントは、「悪徳業者は、う・そ・つ・き！」

トラブルに遭ったときは

悪徳商法や不当請求などの契約トラブルなどの相談

北海道立消費生活センター消費生活相談窓口 相談専用電話番号 ☎050-7505-0999

- う** うまい話を信用しない！
うまい話、絶対もうかる話には、大きな落とし穴
- そ** 相談する！
ひとりで判断せず、家族、知人、相談機関に相談
- つ** つられて返事をしない！すぐに契約しない！
悪徳業者は言葉巧みに契約するよう迫ってくる
- き** きっぱり！はっきり！断る！
あいまいな返事をしない



あなたを狙う 悪徳商法や振り込め詐欺に 気をつけて

国民生活センターによると、高齢者をターゲットにした訪問販売等の「悪徳商法」による被害や苦情が全国の生活消費センターに数多く寄せられています。20年度では、契約当事者が70歳以上の相談件数は約11万件にのぼっています。

高齢者には3つの大きな不安「お金」「健康」「孤独」を持っているといわれ、悪徳業者は言葉巧みにこれらの不安をおおりに、親切にして信用させ、年金や貯蓄などの大切な財産を狙っています。高齢者は自宅に居ることが多いため、訪問販売や電話勧誘販売による被害も多いのが特徴です。

また、家族が窮地であること装って、あるいは「還付金を受け取れる」と偽って、言葉巧みにATMに誘導し高額な金額を振り込ませる「振り込め詐欺」の被害が急増し、高齢者の被害者が多い傾向にありましたが、最近では被害者の年齢層が広がっています。

トラブルに遭わないためにはきっぱりと断ることが重要であるとともに相手の手口を知ることにも強力な武器になります。

このページでは、悪徳商法や振り込め詐欺の手口などを紹介します。

平成20年度に全国の消費生活センターに相談があった
契約当事者が70歳以上の上位販売方法・手口 (国民生活センター調べ)

悪徳商法

順位	販売方法・手口	特徴
1位	家庭訪販	販売業者が消費者の自宅を訪問し、商品やサービスを勧誘・販売する販売方法。強引な勧誘や長時間に及ぶ勧誘など問題が多い。
2位	電話勧誘販売	業者が消費者に電話をかけ、または電話をかけさせ、その電話による勧誘で郵便などの通信手段で契約させるもの。不意打ち性が高く、交渉過程が書面に残らないため、強引な勧誘や明らかな虚偽説明が目立つ。
3位	次々販売	一人の消費者に次から次へと契約させる販売方法。同じ商品または異なる複数の商品を次々に契約させるケースや複数の業者が次々に契約させるケースがある。
4位	販売目的隠匿	商品やサービスの販売であることを意図的に隠して消費者に近づき不意打ち的に契約させようとする販売方法。
5位	SF商法	閉め切った会場に人を集め、日用品などをただ同然で配って雰囲気盛り上げた後、最終的に高額な商品を契約させる商法。催眠商法ともいう。
6位	かたり商法(身分詐称)	販売業者が「有名企業や公的機関の職員、またはその関係者」であるかのように思わせて商品やサービスを契約させようとする商法
7位	点検商法	「点検にきた」といって訪問し、「水質に問題がある」「ふとんにダニがいる」など事実と異なることをいって商品やサービスを販売する商法。
8位	利殖商法	「値上がり確実」「必ず儲かる」など、利殖になることを強調して投資や出資を勧誘する商法。なかには詐欺まがいのものもある。
9位	当選商法	「当選した」「景品が当たった」「あなただけが選ばれた」などと特別な優位性を強調して消費者に近づき、商品やサービスを販売する商法。
10位	無料商法	「無料サービス」「無料招待」「無料体験」など「無料」であることを強調して勧誘し、最終的に商品やサービスを購入させる商法。

振り込め詐欺

今年8月のことなのですが、中学生の息子が携帯電話でインターネットのあるサイトを見ていて、誤まってどこかの電話に繋がるところを押してしまったのです。すぐに切ったのですが、息子の携帯電話番号が登録されていたので、電話があり私が電話にでたのですが「閲覧料として28万円払え」といかにも柄の悪い声でお金を請求されました。まさか自分のところにそんな電話がかかってくると思ってもいなかっただけで、大変驚くとともにすごく恐ろしくなりました。

意を決して払う意志がないことと警察に通報することを伝えましたが、相手は威圧的な言葉で脅してきました。早速、警察に相談すると「お金は決して払わないこと。電話がかかってくるも一切電話に出ないで着信拒否の設定をすること。それでもかかってくる場合は『警察から警告の電話をしますから安心してください』と助言されました。

その後も電話番号を変えてかかってくるようですが、登録されていない電話には一切でないように息子にいいきかせています。

(40代・女性)

本町で起こった事例

振り込め詐欺の手口 (苫小牧警察署HP参照)

還付金詐欺

社会保険庁、税務署、市役所・役場等の職員と名乗る者が、年金や医療費等の払い戻しがあるなどと言って被害者に電話で指示をしてATMを操作させ、実際は犯人の口座に金を振り込みさせるという手口。

皆さんが感心を持っている年金問題、後期高齢者医療制度等を悪用した詐欺であり、この「還付金詐欺」の被害は増加傾向にあります。

防衛策

- ①ATMを操作して還付金を受け取る手続きはありません。
- ②振込先の口座名が個人の場合は、詐欺だと思って！
- ③あとで再被害を受けたり、脅迫電話や嫌がらせをされたりする可能性が大きいので、相手には自分の個人情報をお教えしない！
- ④教えられた電話番号などはうのみせず、別の方法で確認する。

オレオレ詐欺

電話で家族を装い、自分の子供などと信じた被害者の愛情につけ込み、「会社のお金を使ってしまった」「すぐにお金の穴埋めをしないと会社をクビになる」などと嘘をつき、指定した口座に現金を振り込ませてだまし取る手口。

現在、オレオレ詐欺はその手口が全国的に知られたため減少傾向にありますが、未だに発生は続いています。

「俺だけだ」で始まり、「風邪をひいていて声がおかしい」「携帯電話の番号が変わった」というキーワードが必ず会話の中に出てくるのが特徴です。

防衛策

- ①本人や勤務先、知人から確実に連絡が取れるまで振り込まない。
- ②いわれた電話番号などはうのみせず、別の方法で確認。
- ③自分から家族の名前などはいわない。
- ④相手には自分の個人情報をお教えしない！

架空請求詐欺

例えば「債権回収機構」「〇〇裁判所」などと書いたハガキなどを送りつけ、文書で架空の債権の督促を行うもので、「支払わないと裁判を提起する」などの文言で困惑した被害者に現金を振り込ませてだまし取る手口。

最近はインターネットのアダルトサイトの利用料と称して高額料金を請求されるという手口も増加しています。

防衛策

- ①利用した覚えがない請求は、支払う必要はありません。
- ②振込先の口座名義が個人名の場合、詐欺だと思って！
- ③相手には自分の個人情報を教えない！



インターネットオークション詐欺

パソコンや携帯電話を使い、インターネットオークションで架空の商品を競売に出し、商品を落札した者に商品の代金名目で現金をだまし取る手口で、主にメールでのやりとりでの犯罪になります。

さらに「落札者がキャンセルしたので…」「もう一つ同じ商品がありますので…」「手数料を浮かせるため…」などと個人取引を持ち掛けてくるケースも増えています。

この詐欺は若い人の被害が多い!!

防衛策

- ①仲間を使い評価を上げている可能性もあるので、出品者の評価（名前の後ろに書かれている数字）は信用しない。
- ②相手の連絡先（住所、電話番号など）が正しいか確認する。
- ③商品説明の写真がカタログや企業のホームページからの転用になっていないか確認。
- ④エクスローサーブスを利用する。
エクスローサーブスは、出品者と落札者の間に入ったエクスローサーブス運営会社が商品と代金のやりとりを仲介するもので、安全な取引を行うことができるサービスです。
- ⑤インターネットオークション管理会社の情報（トラブル口座リストなどの情報やサービス）を活用しましょう。

融資保証金詐欺

実際には融資しないのに、架空の金融会社の名前を使用し、ダイレクトメールやチラシ、電話等を使って、「簡単な身分確認で融資します」「低金利で融資します」などの文言の下に、低金利や月々の支払いの好条件に融資を申し込んだ被害者から、保証金などの理由により現金を送金させ、だまし取る手口。

また、「返済が遅れたことがある」「ブラックリストに載っている」場合はそれらの情報の削除料、個人情報漏洩保護の保険料など、だまし取る名目は多岐に渡っています。

防衛策

- ①電話やダイレクトメールによる勧誘は要注意です。会社名は有名な大手の会社に似たような会社名を使用していることが多い！
- ②振込先の口座名が個人の場合は、詐欺だと思って！
- ③相手には自分の個人情報を教えない！
- ④「信用を得るため他の金融会社からお金を借りてきて欲しい」などといった場合は、詐欺だと思って！



被害に遭わないために、日ごろから振り込め詐欺に関心を持って

お金を要求する突然の電話、身に覚えのない請求があっても決してあわてず、また、「有利な融資話があったり、お金が返ってくる」などといわれても安易に考えたりせず、まず「詐欺かもしれない」という疑いを持ってください。

そして自分一人だけで判断して、すぐに振り込

んだりせず、家族に確認し、親戚や知人、警察などに相談しましょう。

日ごろから振り込め詐欺に関心を持ってその手口を見抜き決して被害に遭わないようにしましょう。

不審に思ったら警察へ

不審に思ったら苦小牧警察署（☎0144-35-0110）、相談安心ダイヤル（☎#9110）厚真駐在所（☎27-2510）、上厚真駐在所（☎28-2014）へ